

22福保高介第1607号

平成23年3月10日

各（介護予防）通所介護事業所 管理者様

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長

（ 公 印 省 略 ）

通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について（通知）

日頃より、東京都の介護保険行政にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について厚生労働省に解釈の再確認を行ったところ、全ての通所介護事業所において日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う機能訓練指導員の配置が必要との回答が得られました。

つきましては、東京都においては、平成23年4月1日以降新規指定申請時より有資格の機能訓練指導員の配置が必要となります。

平成23年5月1日までに指定を受ける又は既に指定を受けている事業所においては、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間の経過措置期間にて機能訓練指導員の資格のある従業者の配置をお願いいたします。また、配置されましたら所定の様式にて変更届の提出をお願いいたします。

なお、詳細は別紙 Q&A をご参照下さい。

【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）】

第93条第1項第4号 機能訓練指導員 1以上

第4項

第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25号）】

第3-6-1(3) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。

<変更届について>

1 届出先

〒162-0823

新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ13階

財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室

電話：03-5206-8752

2 福祉保健局ホームページ

東京都介護サービス情報>事業者指定申請・届出>変更届出様式

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/henko/index.html

(問い合わせ先)

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課介護事業者係

電話：03-5320-4593

Q & A 集

(問1) 機能訓練指導員について、『機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25号）第3-6-1(3)】』とあるが、上記の資格を有していない生活相談員や介護職員が機能訓練指導員を兼務することはできないのか？

(答) 「日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う」のは、当該訓練を行う能力を有する有資格者（機能訓練指導員）でなければならない。

(問2) 機能訓練指導員の配置1以上の考え方とは？

(答) 「機能訓練指導員1以上」とは、指定（介護予防）通所介護事業所における人員配置基準において、最低限度の基準として定められている。実際の配置は、それぞれの事業所において提供する機能訓練の内容・程度により必要人数が定められることとなる。

「機能訓練」については、指定通所介護においては「通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う（運営基準第97条）」と定められており、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を提供しなければならないとされている。したがって、それぞれの利用者の通所介護計画に定められた機能訓練を適切に実施できるよう、必要人員の配置を行わねばならないことに留意すること。

なお、要件を満たして機能訓練指導員の配置を行い、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行う場合、個別機能訓練加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定が可能（加算届出が必要）です。

(問3) 機能訓練指導員の配置について、出向・派遣等により勤務する職員を配置することは可能か。

(答) 指定（介護予防）通所介護サービスは、運営基準上当該事業所の従業者により提供しなければならないとされている。常勤・非常勤等雇用の形態は問わないが、出向・派遣等による従業者であっても、当該事業所の管理者の指揮・監督に従い業務に従事するものでなければならないこととなる。

なお、新規申請・届出の際には、直接雇用ではない従業者の場合は、資格証の写しに合わせて、①出向先の指揮監督に従い指示命令に従うこと、②就業場所、③業務の内容、④出向する期間、⑤双方の記名押印を確認できる書類、出向契約書・派遣契約

書の写し等の添付が必要です。またこの場合、出向・派遣される従業者が特定できるものでないと、人員配置基準としては認められないものであること。

(問4) 機能訓練指導員の配置について、委託により機能訓練指導員を配置することは可能か。

(答) 指定(介護予防)通所介護は、運営基準上当該事業所の従業者により提供しなければならないとされているため、業務委託は認められない。